

○宗像市公共施設アセットマネジメント推進計画策定審議会規則

平成 26 年 7 月 15 日

規則第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宗像市附属機関設置条例（平成 15 年宗像市条例第 21 号）により設置された宗像市公共施設アセットマネジメント推進計画策定審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、5 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市民代表
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、市長が委嘱した日から審議会における調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じて委員以外の者を審議会の会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、経営企画部財政課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。